No.	提出された御意見	総務省の考え方
	電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第	本改正案は、電波の能率的な利用の
1	十四号)の一部を改正する省令案(平成〇年総務省省令	確保等に支障を及ぼさないよう、無線
	第〇号)について、今般の改正案にある「無線局の概要」	局の申請審査の基準となる「無線局
	の(3)並びに(4)に「一般業務用」という言葉が用いられ	(基幹放送局を除く。) の開設の根本
	ていますが、極めて不明確である表現ではないでしょう	的基準」及び割当てが可能な周波数を
'	か。	示す「周波数割当計画」の目的区分に
	現行規則に対して、通信事項を追加することは必要で	準じたものであり、無線局の監督管理
	あるとは考えますが、現行規則の(4)目的のように、項目	に支障はないものと考えております。
	を明確にする必要はあるのではないでしょうか。	
	(個人)	
	当社は現在、衛星管制等の宇宙運用業務を目的とする	御意見を踏まえ、電波法関係審査基
	人工衛星局、地球局の免許を受けているが、今回の告示	準別紙2第3の1(1)ウ(7)及び(イ)
	第 860 号の改正案によれば、これら無線局の目的「宇宙	に、公共業務用を追加いたします。
	運用業務用 (SPB)」が、改正告示の施行後は「公共業務	
	用 (PUB)」とみなすとされております。	
2	(別添2) の19ページ 附則2(経過措置)に記載	
	一方、同じく電波法関係審査基準改正案によれば今回	
	の訓令改正後、人工衛星局及び地球局の無線局の目的は	
	「電気通信業務用」に限定されております。	
	(別添 6) の 53 ページ 第 3 衛星関係 1-(1)-ウ-(7)	
	に記載	
	告示(別添2)の内容と審査基準(別添6)の内容が整	
	合していないように見受けられますが、この点について	
	どのように解釈すべきかをお示しください。	
	(スカパーJSAT 株式会社)	